破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３３３号
愛知県一宮市奥町字宮南18番地６　ハイツヴェルジュ103号
債務者　加藤　直人
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　望月　直子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２６３７号
福岡県福津市小竹２丁目１番２号コーポ沖Ｂ棟102
債務者　佐々木　功
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　成史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７１４号
福岡市南区大橋３丁目７番32号
債務者　千　　範明
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　折田健市郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２０号
新潟市中央区美の里10番７号
債務者　齋藤アケミ
１　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五十嵐望美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
福岡市東区高美台２丁目40番１号
債務者　藤野　良明
１　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉野隆二郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後４時
５　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６２９号
仙台市青葉区川内三十人町５番地の82　ブリティッシュヒルズ202、申立時の住所仙台市青葉区福沢町５番41―106号
債務者　高橋　雄一
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　手島　道夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０２号
仙台市宮城野区福室２丁目５番３―305号、従前の住所仙台市宮城野区福室２丁目６番50―405号
債務者　設楽　里織（旧姓諏訪）
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥山　　梢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６９号
広島市安佐南区西原８丁目６番２号、住民票上の住所広島市安佐南区西原８丁目13番24―２号
債務者　澤井　一也
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　賢一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後４時
５　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１３号
愛媛県伊予郡砥部町川井1098番地１
債務者　上石　憲次
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丑野　雅紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６５４号
福岡市城南区南片江３丁目17番25―701号、前住所福岡市中央区今泉２丁目３番８―701号
債務者　砥綿　正一
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉原　淳治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８号
福岡市東区青葉３丁目29番５―２号
債務者　岩本　　剛
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　斉藤　芳朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４５号
大阪市中央区東心斎橋１丁目３番27―304号、住民票上の住所神戸市北区有野町有野3564番地の４
債務者　藤田　祥子
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市川　裕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１７号
大阪市東住吉区杭全７丁目６番４号
債務者　西牟田　修
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市川　裕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４６４号
神戸市長田区御船通４丁目９番地の14、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町３丁目21番３号
債務者　安富祖未菜（旧姓石橋）
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平野　晃子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４号
群馬県高崎市請地町48番地
債務者　芳賀　　稔
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石島　研二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後２時25分
５　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４４０号
兵庫県宝塚市逆瀬台６丁目３番５号
債務者　ＨＤＩこと　堀川　治人
１　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村　昌之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部